

経済専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町 合併協議会

協議項目番号	コード番号	分科会名	小項目	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
28-4	010402020413	商工観光分科会	償却資産の課税免除・不均一課税	2	低工地区の指定は望月町はされていない、他の3市町村は行っており内容は同じである。農工地区は4市町村とも行っているが内容に違いがある。	低工地区の不均一課税は、17年度課税分をもって終了となるため、平成17年度の税率は0.56/100とする。 農工地区については、制度は「農村地域工業等導入促進法」により税率は初年度0/100 2年度0.28/100 3年度0.56/100とする。	低工地区の不均一課税は、17年度課税分をもって終了となる。 農工地区については、国における制度の適用期限の延長が続けられているが、財政力指数による5年ごとの減収補填地区指定要件の見直しにより、該当地区より外れる可能性がある。 新市において新たな助成制度を定める。